

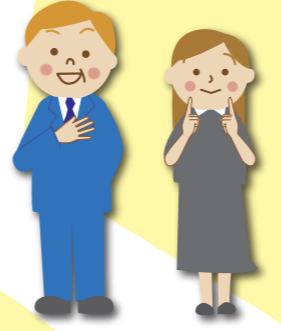
～手話の歴史～

日本の手話は、明治時代に始まり、ろう者の中で大切に受け継がれ、発展してきました。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議で、「ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話を教えること」が決議され、日本でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が禁止されました。こうしてろう者は口話を押し付けられ、ろう者の尊厳は著しく傷付けられることになりました。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約で、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えていきます。

また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃され、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつあります。

そして、日本も平成26年1月に障害者の権利に関する条約を批准しました。しかし、手話に対する社会の理解はまだ不十分です。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、聞こえる人と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっています。



～条例制定までの取り組み～

平成25年1月に鳥取県ろうあ団体連合会、全日本ろうあ連盟から手話言語条例制定の要望を受けて、4月から日本財団の支援を得て研究会が発足しました。研究会にはろう者や手話通訳者はもちろん、商工団体の代表やあいサポーターも参加し、計4回の議論を経て、8月に報告書がまとめられました。



～条例の掲げる理念など～

条例では、手話について次のことを掲げています。

- 手話は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現するものであること
- ろう者は手話を音声言語の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っていること
- 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であること
- 手話は、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであること

～鳥取県手話言語条例の概要～

【I 目的】

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的・計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者と聞こえる人が共生することのできる地域社会を実現すること

【II 内容】

- (1) 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産
- (2) 手話の普及は、ろう者とそれ以外の者が相互の違いを理解し、個性と人格を互いに尊重することを基本とする
- (3) 役割・責務
 - ① 県：県民の理解を深め、手話を使用しやすい環境の整備を推進する
 - ② 市町村：住民の理解を深め、手話を使用しやすい環境の整備に努める
 - ③ 県民：ろう者及び手話を理解するよう努める
 - ④ ろう者、手話通訳者：県民のろう者への理解促進、手話の普及促進に努める
 - ⑤ 事業者：ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい職場環境の整備に努める
- (4) 手話の普及
 - ① 県は、「障害者計画」において手話に関する取組を定め、総合的・計画的に推進する
 - ② 県は、あいサポート運動の推進、県民が手話を学べる機会の確保、職員の手話を学習する取組を推進
 - ③ 県は、手話を用いた情報発信、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行う
 - ④ 県は、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図る
 - ⑤ ろう児が通学する学校の設置者は、教職員の手話技術向上に必要な措置を講ずるとともに、ろう児及びその保護者に学習の機会の提供、教育に関する相談・支援等に努める
県は、学校教育で利用できる学習手引書の作成その他の措置を講ずるよう努める
 - ⑥ 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備を行う事業者に必要な支援を行う
 - ⑦ ろう者及びろう者の団体は、自主的に普及啓発活動に努める
 - ⑧ 県は、ろう者等が行う手話に関する調査研究の推進・成果の普及に協力する
 - ⑨ 県は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずる
- (5) 鳥取県手話施策推進協議会の設置 「障害者計画」に手話に関する取組を定める際に知事に意見する機関

【III 施行日】 公布日（平成25年10月11日）

手話言語条例の制定で、鳥取県はこうなります!!



【地域で】

◎手話を学べる機会を増やします!

- ・県民向けミニ手話講座の開催（初心者でも気軽に参加できる講座）
- ・手話サークルの活動支援

◎ろう者が手話を使いやすい環境を整えます!

- ・手話通訳者の養成・確保
- ・ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業（タブレット型端末を活用し、どこでもろう者と聞こえる人が「手話」でコミュニケーションをとれる環境を整備）



【学校で】

◎ろう児が手話を学び、手話で学習するための取り組みを進めます!

- ・ろう学校等教職員の手話技術の向上
- ・ろう教員の意思疎通支援

◎すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくります!

- ・ろう学校職員・手話普及支援員の出前講座・交流学習
- ・手話に関する学習教材の作成（総合学習の時間などで手話を学ぶための学習教材づくり）

【事業者は】

◎ろう者が働きやすい職場環境を整えます!

- ・事業者の手話学習会支援等

◎ろう者が利用しやすいサービスを提供します!

- ・あいサポート運動  を推進します

【県・市町村で】

◎手話による情報発信を進めます!

- ・知事記者会見・県議会での手話通訳者配置

◎職員が手話を学習する取組を進めます!

- ・窓口職員向けの手話講座の開催

◎手話の普及を進めます!

- ・手話パフォーマンス甲子園の開催

